

三区交番だより

令和8年
7月号

編集・発行
那須塩原警察署
三区交番
0287-36-5744

◎外国人労働者問題啓発月間

～不法滞在・不法就労防止～

不法就労とは？



- 不法滞在者（不法入国者、不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと。
- 働くことが認められていない在留資格の外国人が、許可なく働いてお金を稼ぐこと。

令和8年1月1日現在、日本における不法残留者数は
6万8,488人！

外国人を雇用するときは、
パスポート、在留カード
等で「在留資格」の確認を！



◎覚せい剤・大麻等の薬物乱用の防止

薬物ってどんなもの？

覚醒剤、大麻、MDMA、危険ドラッグ等の違法薬物は、精神に影響を及ぼし、習慣性があるため、使用等が法律により禁止又は制限されています。これらの薬物を乱用すると、精神や身体をむしばむばかりでなく、薬理作用から、幻覚、妄想等の精神障害に陥り、殺人、放火等の重大事件、交通事故を引き起こす場合もあるなど、社会の安全を脅かすものです。

急増する若者の大麻乱用

～大麻の規制法律改正について～

令和6年12月12日より、大麻の規制に関する改正法が施行され、大麻が麻薬と位置づけられたことにより、大麻の施用も規制されることとなりました。

大麻は持っけていても、使っけても犯罪です。

薬物に関われば、人生は壊れてしまいます。薬物乱用のない社会を作りましょう。